



Tokyo Tech

生活系廃棄物の分別と搬出について (すすかけ台地区)

総務部すすかけ台総務課
すすかけ台安全管理グループ

減 量 化 ・ 資 源 化 等 計 画 書

(提出先)
横 浜 市 長

2023 年 5 月 31 日

住 所 東京都目黒区大岡山2-12-1
氏 名 国立大学法人東京工業大学
益 一哉
電 話 045 (924) 5918

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第19条第 1 項の規定により、減量化・資源化等計画書を提出します。

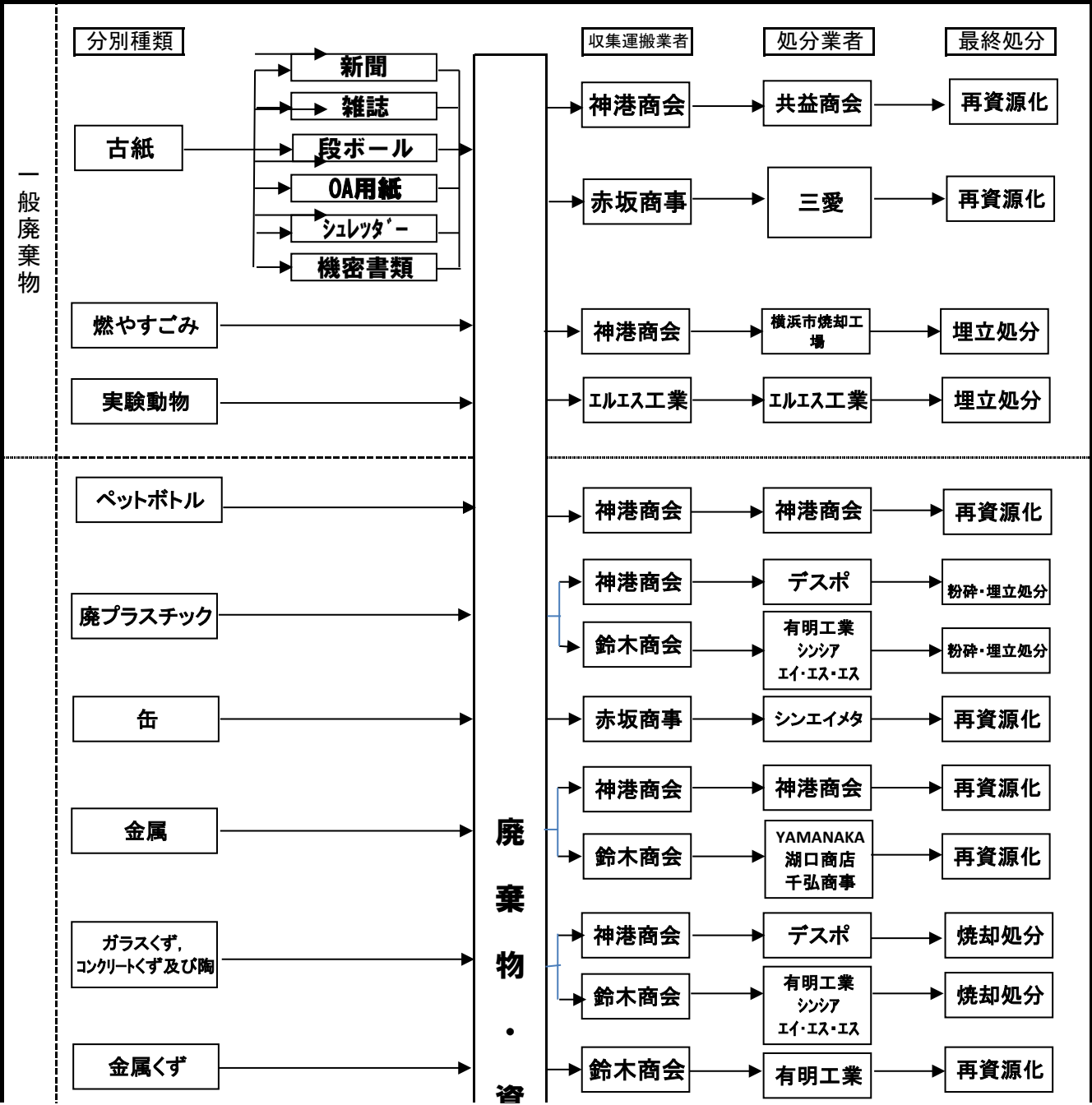
		建築物コード		12100001	
建築物の名称		国立大学法人東京工業大学			
建築物の所在地		神奈川県横浜市緑区長津田町4259			
廃棄物管理責任者の職名 及び氏名並びに連絡先		職・氏名 すすかけ台総務課すすかけ台安全管理グループ長 山本 和彦			
		電話 045-924-5918		F A X 045-924-5926	
		E メール		suz.anzen@jim.titech.ac.jp	
建築用途	①事務所 ②店舗（スーパー等）③百貨店（デパート）④病院 ⑤ホテル				
10	⑥劇場・娯楽場等 ⑦銀行 ⑧工場 ⑨倉庫 ⑩学校 ⑪複合用途 ⑫その他（ ）				
事業用途の延べ床面積			157,457		m ²
廃棄物及再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所			12		箇所
廃棄量・資源化量の増減理由（前年度比）					
古紙・一般ごみはコロナ禍明けで出勤・通学が再開したために増加。 金属くずについてリサイクル割合が増大したのは、洗浄などを必要とする実験器具等の廃棄が昨年度は少なかったため。 廃アルカリが増大したのは、登校して実験を実施するようになったため。					
今年度の計画・目標					
一般ごみ・古紙の分別を徹底し減量化をはかる。					
プラスチックの排出抑制や再資源化等の取組状況と今後の取組について					
ペットボトルに関しては、分別・回収を行い、再資源化徹底している。 その他の燃えないごみとして回収されるプラスチックについては、代替可能なものについては、再生可能な素材のものの購入を推奨する。					
食品ロス削減の取組状況と今後の取組について <u>（飲食関連事業者及び社員食堂など事業所内で飲食を提供しているその他の事業者の方のみ）</u>					
廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称（ <u>横浜市ルート回収施設のみ</u> 御記載お願いいたします。）					
一般廃棄物収集運搬業者		株式会社神港商会			
産業廃棄物収集運搬業者		株式会社神港商会、有限会社鈴木商会			
再生資源回収業者		赤坂商事株式会社、有限会社鈴木商会			

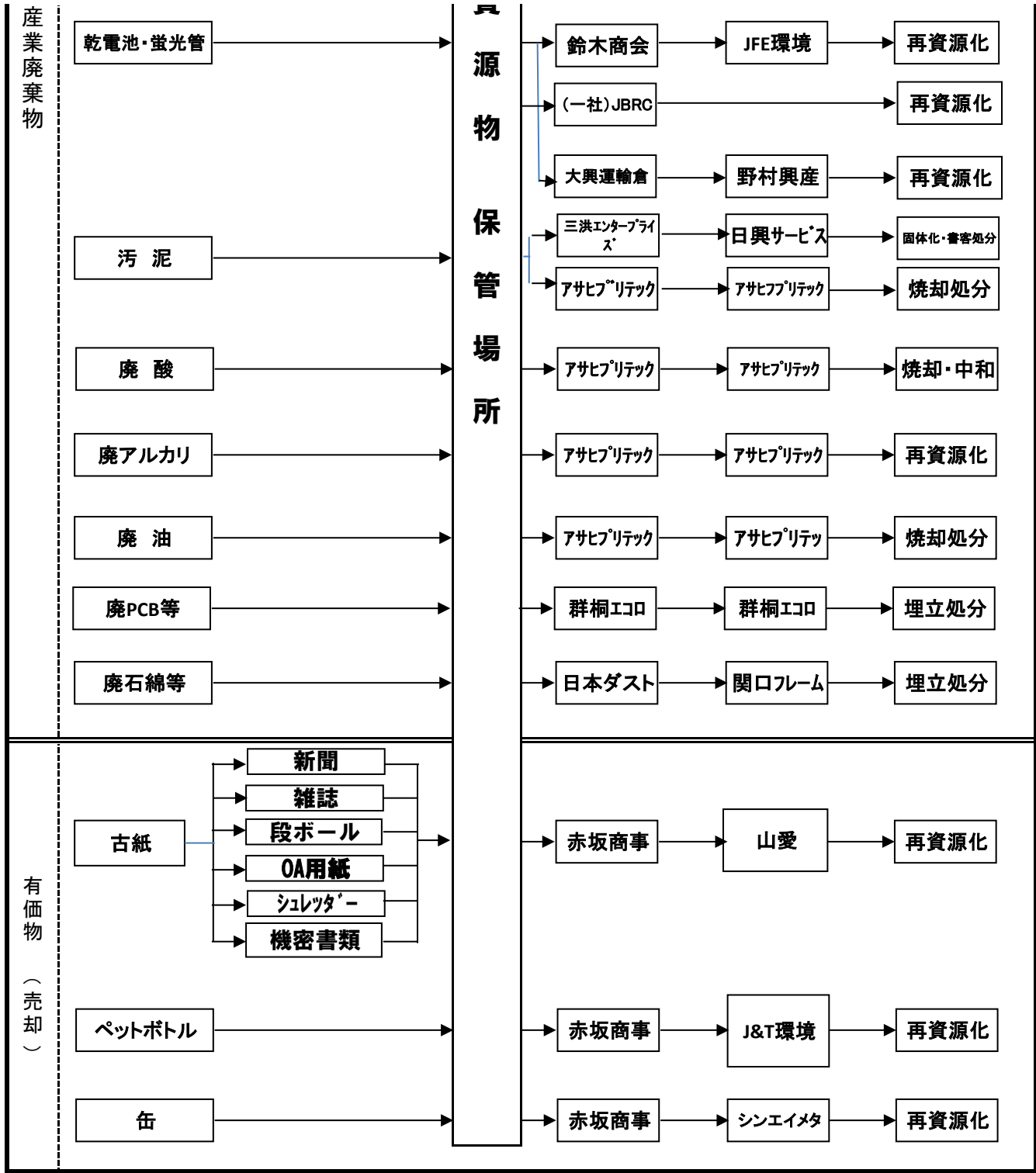
※届け出られている廃棄物管理責任者のお名前と、本計画書記載のお名前が異なる場合、本計画書の提出をもって廃棄物管理責任者の変更を届け出たものとして取り扱います。

						建築物コード			
						12100001			
減量化・資源化等の計画		3年度の実績			4年度の実績			増減	
ごみの内訳		ごみ発生量 (A+B)	内 訳		ごみ発生量 (C+D)	内 訳		内 訳	
			廃棄量A	資源化量B		廃棄量C	資源化量D	廃棄量	資源化量
一般 廃 棄 物	古紙	59.89 トン	0.00 トン	59.89 トン	89.64 トン	0.00 トン	89.64 トン		50%
	一 般 ご み ② (燃 や す ご み)	26.81 トン	26.81 トン	0.00 トン	29.73 トン	29.73 トン	0.00 トン	11%	
	食 品 残 さ ③ (食べ残し・調理くず等)	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン		
	木 く ず ④ (せん定枝等)	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン		
	実験動物⑤ (動物の死体, 床敷)	6.56 トン	6.56 トン	0.00 トン	6.48 トン	6.48 トン	0.00 トン	-1%	
	合 計 I (①+②+③+④+⑤)	93.26 トン	33.37 トン	59.89 トン	125.85 トン	36.21 トン	89.64 トン	9%	50%
		資源化率		64 %	資源化率		71 %		
産 業 廃 棄 物	廃プラスチック類 (単純焼却・埋立)	104.84 トン	104.84 トン	0.00 トン	108.94 トン	108.94 トン	0.00 トン	4%	
	廃プラスチック類 (マテリアルリサイクル)	1.35 トン	0.00 トン	1.35 トン	4.85 トン	0.00 トン	4.85 トン		259%
	金 属 く ず	118.20 トン	21.81 トン	96.39 トン	126.27 トン	0.01 トン	126.26 トン	-100%	31%
	管理型混合廃棄物	6.81 トン	6.81 トン	0.00 トン	4.14 トン	4.14 トン	0.00 トン	-39%	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	20.15 トン	20.15 トン	0.00 トン	9.46 トン	9.46 トン	0.00 トン	-53%	
	蛍光灯	0.55 トン	0.00 トン	0.55 トン	0.81 トン	0.00 トン	0.81 トン		47%
	乾電池	0.23 トン	0.00 トン	0.23 トン	0.19 トン	0.00 トン	0.19 トン		-17%
	廃アルカリ	44.55 トン	44.55 トン	0.00 トン	68.33 トン	68.33 トン	0.00 トン	53%	
	特別管理産業廃棄物 廃 油	11.80 トン	11.80 トン	0.00 トン	9.88 トン	9.88 トン	0.00 トン	-16%	
	特定有害産業廃棄物 廃 酸	15.07 トン	15.07 トン	0.00 トン	16.19 トン	16.19 トン	0.00 トン	7%	
	特定有害産業廃棄物 廃油	18.82 トン	18.82 トン	0.00 トン	18.18 トン	18.18 トン	0.00 トン	-3%	
	特定有害産業廃棄物 (廃石綿等)	0.02 トン	0.02 トン	0.00 トン	0.56 トン	0.56 トン	0.00 トン	2700%	
	特定有害産業廃棄物 PCB汚染物	10.78 トン	10.78 トン	0.00 トン	0.95 トン	0.95 トン	0.00 トン	-91%	
	特定有害産業廃棄物 汚泥	0.45 トン	0.45 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	0.00 トン	-100%	
	合 計 II	353.62 トン	255.10 トン	98.52 トン	368.75 トン	236.64 トン	132.11 トン	-7%	34%
		資源化率		28 %	資源化率		36 %		
総 合 計 I + II		446.88 トン	288.47 トン	158.41 トン	494.60 トン	272.85 トン	221.75 トン		
		資源化率		35 %	資源化率		45 %		

廃棄物・資源物処理フロー

建築物名称	国立大学法人東京工業大学	建築物コード	1210001
-------	--------------	--------	---------





事業系のごみと資源物の分け方

種 類

事業系のごみと資源物の例

※ この表は目安を示したものです。詳しくは、資源循環局にお問い合わせください。

資源化可能な古紙

段ボール

紙パック

新聞

雑誌

オフィス紙

ミックスペーパー(シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、メモ用紙、
たばこやお菓子の箱 など)



○古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。
○資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入できません。 ○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。
○建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。

生ごみ
(食品残さ)

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
(産業廃棄物に該当するものを除く。)
※排出する前に水分をよく切ってください。



○食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。 ○生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入して資源化が可能です。 ○リサイクルできない場合は、一般ごみと分ける必要はありません。

一般ごみ
(燃やすごみ)

使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉 など



○できるかぎり、リサイクルするよう分別を徹底してください。 ○どうしてもリサイクルできないものは、一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。

廃プラスチック類
ペットボトルを含む

飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維製の布 など



○汚れが付着していても、一般ごみではありません。産業廃棄物として処理してください。
○できるかぎり、リサイクルしてください。

金属くず
飲料用缶を含む

飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップ など



○できるかぎり、リサイクルしてください。

ガラス・陶磁器くず
飲料用びんを含む

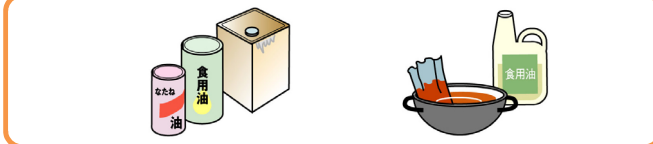
飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器 など



○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。
○できるかぎり、リサイクルしてください。

廃油

食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など



○できるかぎり、リサイクルしてください。

電池

アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池 など
(金属くずや汚泥等の混合物に分類)



○できるかぎり、リサイクルしてください。

木くず

木製品、木製パレット、せん定枝 など



○建設工事や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ○樹木のせん定枝などは、できるかぎり、リサイクルしてください。

古布

不要になった作業服・制服、デコレーションに使用した布 など(ただし、合成繊維を除く)



○建設工事や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。なお合成繊維は廃プラスチック類です。

その他

オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、家電製品、パソコン など



○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。 ○金属・プラスチック・ガラス等は、産業廃棄物の処理業者、木製品は一般廃棄物の処理業者へ委託し、処理してください。 ○テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められています。処理は、販売店やメーカーにお問い合わせください。

一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。

業種や材質等によって、廃棄物の区分が異なります。

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）について、法律及び条例に基づき、自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。ここでいう事業活動は、店舗・工場・オフィスなどで営利を目的として行われる活動だけでなく、病院・学校・官公署などでの公共的なサービスも含まれます。

事業系ごみの適正処理

事業系ごみは、横浜市で収集を行いませんので、家庭ごみ集積場所に排出することはできません。処分の際には、自己処理するか、市から廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者（許可業者）に委託してください。

また、事業系ごみの保管場所を敷地内に設けるとともに、小動物による飛散などを防止するため、蓋付きのポリ容器などを使用して、街の美観を損なわない方法で排出してください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者のお問合せ先

- 横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

QRコードからもご覧いただけます



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>

産業廃棄物処理業者のお問合せ先

- 産業廃棄物処理業者名簿（神奈川県）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5654/index.html>

- 産業廃棄物処理業者名簿（横浜市）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/02kensaku.html>

- （公社）神奈川県産業資源循環協会 電話681-2989

よくあるご質問

Q 事業系ごみは、家庭ごみと同じ分別でよいのか？

A 事業系ごみは、お住まいから出る家庭ごみとは分別が異なります。裏面を参考にいただき、分別をお願いします。

Q 少量であれば事業系ごみを家庭ごみ集積場所に出してよいのか？

A 事業系ごみは、原則、家庭ごみ集積場所には出せません。ただし、住居に併置する事業所や地域作業所等で、要件を満たしている場合、事前に届出を行うことで、家庭ごみ集積場所に排出できます。（詳細は、各区資源循環局事務所へお問い合わせ下さい。）

Q 資源化できない古紙とは？

A 資源化できない古紙とは、汚れている紙、金色・銀色の紙、感熱発泡紙、写真、シールやラベル、洗剤の紙容器、金属やビニール等の異物がついている紙など製紙原料に適さないものを指します。それ以外の雑誌、新聞、段ボール、紙パック、オフィス紙と、ミックスペーパー（菓子箱、メモ用紙、付せん紙などの細かな紙類、シュレッダーした紙など）が資源化可能な古紙です。ただし、古紙業者によっては一部資源化できないこともあるので、古紙を引き渡している業者にご確認ください。

Q 汚れたプラスチック類はリサイクルできないから、一般ごみ（燃やすごみ）でよいのか？

A プラスチック類は汚れていても一般ごみ（燃やすごみ）と一緒に排出できません。プラスチックは産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物の処理業者に引き渡してください。また、市の焼却工場では搬入物検査を実施しており、未分別のごみを搬入した場合は持ち帰り等の指導を行っています。

リサイクルの推進

古紙、缶、びん、ペットボトル、生ごみ（食品残さ）、木くず（せん定枝）など、貴重な資源が含まれています。分別ボックスなどにより分別排出をこころがけ、リサイクルしましょう。

リサイクル関連業者のお問合せ先やリサイクルの情報

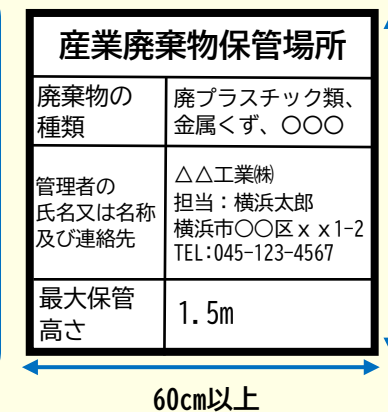
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/3r/recycle.html>

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理をする際には、廃棄物処理法で定められた基準を守らなければなりません。特に次の項目が守られているか確認しましょう。

- 産業廃棄物の保管場所に縦横それぞれ60cm以上の大きさの掲示板を設置している。
- 廃棄物の処理を他人（業者等）に委託する場合は、書面による委託契約を締結している。
- 業者に引渡す際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付している。

掲示板設置例



～産業廃棄物の3Rの取組について～

排出事業者は、排出する産業廃棄物の発生状況や性状等を正確に把握できる立場にあることから、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）（3R）を行うことにより、廃棄物の減量化に努める必要があります。工程管理や品質管理の改善等により、3Rを推進するよう心がけましょう。

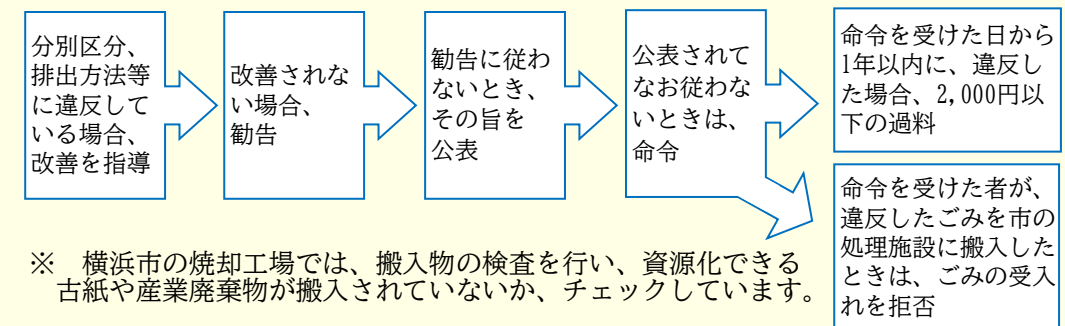
事業系ごみのルール違反に対する罰則

横浜市では、条例で廃棄物の分別区分や排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付け、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に対しては、最終的に罰則（過料2,000円以下）を科すこととしています。

次の行為は禁止されています

- ① 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せずに、その他の一般廃棄物に混ぜる。
- ② 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混入する。
- ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する（市の制度で認められた場合を除く）。
- ④ 廃棄物を横浜市の処理施設に自分で搬入するときに、不適物を混ぜる。

※ これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

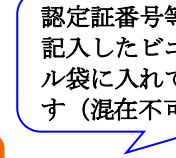
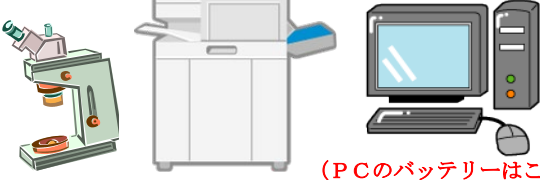
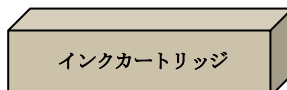
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎23階

TEL 671-3818 FAX 663-0125

e-mail: sj-ippaihai@city.yokohama.jp ○令和5年4月発行

生活系廃棄物分別表（すずかけ台地区版）

令和6年4月1日現在

リサイクル品 （びん・缶類）	 つぶさない 飲料缶  つぶさない ペットボトル  ビン  試験ビンは 産廃Bへ これらはふたをはずして内容物を空にしてください。
リサイクル品 （古紙）	 段ボール  コピー用紙  雑誌類  新聞紙  紙容器包装・ ミックスペーパー  シュレッダー屑 認定証番号等を記入したビニール袋に入れて出す（混在不可） これらは、まとめてひもでしばり、古紙回収倉庫へ出してください。（ミックスペーパーはビニール袋可）
燃やすごみ	 生ごみ  紙類のみ 残渣を捨て、水分を切る 紙弁当箱  リサイクル不可なもの 屑  木片  布 これらのごみは認定証番号等を明記し、指定された袋に入れて出してください。
燃やさないごみ （廃プラスチック類）	 プラスチック類・レジ袋  発泡スチロール  アルミ箔  ガラス片・陶器 これらのごみは認定証番号等を明記し、指定された袋に入れて出してください。
特定回収品	※LEDは 燃えないごみ 電池は分別して回収 乾電池 （アルカリ・マンガン） 水銀電池 ボタン電池 充電式電池 バッテリー 蛍光管 ケーブル （配線部品） スプレー缶は 穴を開けない 金属片 一斗缶・菓子缶等 瓦礫・耐火材
返納物品	 機械装置類等（備品番号のあるもの）  小型装置類等（備品番号のないもの） （PCのバッテリーはこちら）
納入業者回収品	 インクカートリッジ  トナーカートリッジ カートリッジ 本学では回収できません。 必ず納入した業者に回収してもらってください。

生活系廃棄物等の分別一覧表（すずかけ台地区版）

分別区分	種別	具体例	留意事項	搬出・回収方法
燃やすごみ	生ごみ	生ごみ・残飯・茶殻	・出来るだけ水分を切る	透明又は半透明のビニール袋に認定証番号を記載し大学の指定する場所に搬出
	弁当箱（紙製のみ）	紙製	・残渣を捨て、水分を切る	
	紙屑	汚れた紙屑・ティッシュペーパー・汚れた紙・裏カーボン紙・感熱紙・金紙・銀紙	・原則として、束ねられないもの	
	木片	木片・割り箸・落ち葉	・縦50cm、直径20cm未満のもの ・机等は返納物品へ	
	布	布切れ・衣類	・合成繊維はプラスチック類	
燃やさないごみ	プラスチック類	ポリ容器・レジ袋・ラップ類・スナック菓子等の包み・弁当箱（プラスチック製）	・容器は残渣を捨て、水分を切る。残渣は燃やすごみへ	透明又は半透明のビニール袋に認定証番号を記載し大学の指定する場所へ搬出
		ドッジファイル	金属金具付のものは金属金具を外す	
		ビニールコート紙（研究発表用ポスター・パウチした紙等）		
	発泡スチロール	発泡スチロール		LEDは蛍光管ではなく燃やさないゴミで搬出すること。
	アルミ箔	アルミ箔	・食品に使用したもの	
	ガラス片・陶器	ガラス・割れたコップ・陶器・せともの	・新聞紙等で包み、厚手のビニール袋に入れ「割れ物」と記載する。※混在不可	「ガラス片・陶器」は混在不可。ガラス片・陶器のみで分ける。 大学の指定する場所へ搬出
	傘	ビニール傘 等		
リサイクル品	古紙	段ボール	段ボール	まとめてひもでしばり、部局の指定する場所へ搬出
		コピー用紙	上質紙・普通紙・リサイクル用紙	
		雑誌類	雑誌・本・パンフレット・カタログ	
		新聞紙	新聞紙・広告紙	
		紙容器包装類	化粧箱・菓子箱・封筒・包装紙・紙バック・フラットファイル	
		シュレッダー屑	シュレッダーされた紙類	
		ミックスペーパー	付箋・メモ用紙	
	飲料缶	アルミ缶・スチール缶	・内容物を空にしてふたをはずす ・つぶさない	透明又は半透明のビニール袋に認定証番号を記載し大学の指定する場所に搬出
	ペットボトル	ペットボトル	・内容物を空にしてふたとラベルをはずし ふたとラベルは「燃やさないごみ」へ	透明又は半透明のビニール袋に認定証番号を記載し大学の指定する場所に搬出
	瓶	飲料瓶・調味料の瓶	・内容物を空にしてふたをはずす 試薬瓶は産廃B	透明又は半透明のビニール袋に認定証番号を記載し大学の指定する場所に搬出
特定回収品	金属類	金属片	金属片・スプレー缶・ねじ・ボルト・菓子缶（小）	部局の指定する場所へ搬出
		ケーブル	ケーブル・配線部品・コード・基盤類	
		一斗缶等	一斗缶・菓子缶（大）	
	電池類	ボタン電池等	ボタン電池・水銀電池	部局の指定する場所へ搬出
		乾電池	マンガン電池・アルカリ電池	
		充電式電池・バッテリー	リチウムイオン電池・充電電池電池・モバイルバッテリー・パソコンのバッテリー（取り外したものに限り）・自転車のバッテリーなど（スリープマーク）がついているもの（但し、鉛（Pb）は返納物品で搬出）	分別不明なものはすずかけ台安全管理グループに確認すること。
	蛍光管	蛍光管・電球・グローランプ	・割れた蛍光管は「ガラス片・陶器」の手順に従い、「燃やさないごみ」で搬出・水銀灯は「水銀廃棄物」で回収	部局の指定する場所へ搬出
	煉瓦・耐火材	煉瓦・耐火材・ブロック材		部局の指定する場所へ搬出
	返納物品	機械装置类等（備品番号のあるもの）	機械装置・パソコン・テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・什器類	部局の指定する場所へ搬出
		小型装置类等（備品番号のないもの）	小型装置・消耗品・コンピュータ付属品（マウス・キーボード等）	
納入業者回収品	カートリッジ	バッテリー（自動車用等）	自動車用バッテリー・オートバイ用バッテリー・鉛（Pb）	・その他のバッテリーは、「充電式電池・バッテリー」の手順に従い搬出
		トナーカートリッジ・インクカートリッジ	・納入業者に回収させること	納入業者が回収 ※大学では回収いたしません。

製紙原料に適さない紙類！ 古紙を出す際には注意してください

A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの

カバンや靴などの詰物  (カバンの緩衝材)	昇華転写紙  (アイロンプリント紙)	感熱性発泡紙 (立体コピー紙)  (点字印刷物)	臭いのついた紙  (石鹼や柔軟剤の包装箱)
食品残渣のついた紙  (ピザ、ケーキなどの食品を直接包装した容器)	ろう(蠟)段 (ワックス付段ボール)  (輸入青果物・水産加工品を入れる段ボール箱)		
不織布  (マスク、簡易お手拭、包装紙など)	使い捨ておむつなど  (紙おむつ、生理用品、ペット用トイレシート)	合成紙 ストーンペーパー  (地図、選挙ポスター)	石、ガラス、土砂、 金属(工具、機械部品を含む) 木片、布類、プラスチック類 

B 類：古紙に混入することは好ましくないもの

箔押しされた紙  (金銀の折り紙など)	建材に使用される紙  (壁紙、防水シートなど)	圧着はがき  (公共料金の請求書)	シール、粘着テープ  (雑誌付録など)
複合材  (通販用緩衝封筒など)	カーボン紙 ノーカーボン紙  (宅配便の伝票など)	感熱紙  (レシートなど)	印画紙  (写真)
新聞折込チラシ、雑誌、 カタログに付随したサンプル類  (サンプルが付いたままの新聞折込チラシ、雑誌)	ラミネート紙、樹脂・アル ミコーティング紙  (酒パックなど)	硫酸紙 (パーチメント紙)  (クッキングシートなど)	着色した 果物類のクッション材  (色の濃いもの)
防水加工された紙  (紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など)			

B 類の「古紙に混入することは好ましくないもの」の中には、製紙原料などとして利用できるようになってきているものがありますので、地域の古紙問屋又は古紙回収業者にご確認ください。

(問合せ先)
すずかけ台総務課すずかけ台安全管理グループ
内線5918・5919
suz.anzen@jim.titech.ac.jp

古紙は分別ルールを守って出してください

● 自治体の古紙分別ルールに従ってください。

家庭から出る古紙は、一般的に新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・雑がみに分けて出します。

地域によって分け方が異なりますので、必ずお住まいの自治体の分別ルールを確認してください。



○ 新聞

新聞には新聞折込チラシを入れたままでよい場合が一般的です。
サンプルが付いた新聞折込チラシが入ることがあります。サンプルは必ず取り外すようにしてください。
また、汚れた新聞は入れないでください。

○ 雑誌

雑誌は「綴じられたもの」で、雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)、取扱説明書、小冊子(パンフレット、カタログ、案内書など本の形をしたもの)になります。
雑誌付録は取り外すようにしてください。

○ 段ボール

宅配便の伝票などは個人情報を守ることにともなりますので取り外すようにしてください。
段ボール箱は中身を出して、折りたたんでください。
輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱にはワックスが塗られた段ボール(ろう(蠟)段)がありますので、段ボールに混ぜないで廃プラスチック類（燃やさないごみ）に出してください。

○ 飲料用紙パック

○ 雑がみ

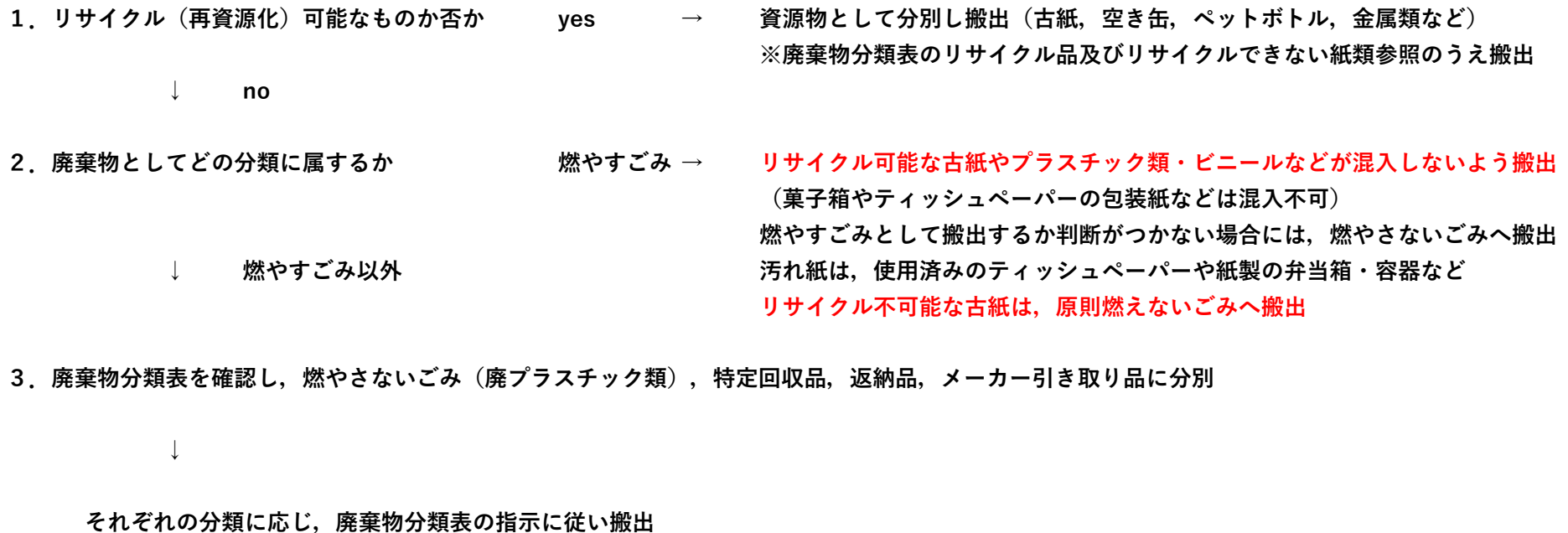
雑がみは新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の投込チラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱(お菓子やおもちゃの箱)などの紙類になります。
カバンや靴などの詰物(緩衝材)、昇華転写紙(アイロンプリント紙)、感熱性発泡紙(立体コピー紙)、食品や臭いが付着しているもの、金紙・銀紙が使用されているもの、レシート、シールは燃やすごみ、プラスチックとの複合素材の製品は、雑がみに混ぜないで廃プラスチック類（燃やさないごみ）に出してください。

古紙を出す際には注意してください

禁忌品名称		類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの				
紙製品でないもの	不織布	A	・樹脂繊維でできているものが多く、製紙原料にはなりません。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・マスク、簡易お手拭、フローリングワイパー、コーヒーフィルター、水切り袋、ティーバッグ、キッチンペーパー、包装紙等があります。
	使い捨ておむつ 生理用品 ペット用トイレシート	A	・紙おむつには吸収性ポリマーなど紙ではない成分が含まれています。中でも使用済みのものは衛生上の問題があります。	・紙袋に入ったまま古紙に出されることがあります。
	合成紙 ストーンペーパー	A	・合成樹脂が主原料であり水に溶解しないため、製紙工場の機械故障を引き起こします。	・屋外で使用する選挙ポスターや地図に使用されています。
	石 ガラス 金属 土砂 木片 布類 プラスチック類	A	・製紙工場の機械故障を引き起こします。	・雑誌付録のCD、DVDが外されていなかったり、食器などが包装箱に入ったまま古紙に出されることがあります。

禁忌品名称		類	製紙原料に適さない理由	注意点、使用例など
A 類：古紙に混入することで重大な障害を生ずるもの				
カバンや靴などの詰物(使用済み昇華転写紙)		A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・詰物(緩衝材)が使用済み昇華転写紙かどうか見た目では判断が難しいため、すべて燃やさないごみに出してください。
昇華転写紙(アイロンプリント紙)(捺染紙)		A	・古紙処理工程で取り除けず、製品にカビ状の斑点になって現れます。	・裁縫用の型紙などに使われています。 ・見分け方は字や絵柄が逆になっています。
感熱性発泡紙(立体コピー紙)		A	・古紙処理工程で取り除けず、製品の表面に凹凸が発生します。	・主に点字印刷物(図や絵)に使われ、点字冊子に挟み込まれていることがあります。 ・感熱性発泡紙かどうか判断できない時には、燃やさないごみに出してください。
臭いのついた紙		A	・古紙処理工程で完全に脱臭することができず、製品に臭いが残ってしまいます。	・洗剤の箱、線香の箱、香料の箱、芳香紙、石鹼包装紙などがあげられます。
食品残渣のついた紙		A	・食品で汚れており、腐敗・異臭などの衛生上の問題があります。	・ピザやケーキの包装箱に食品が付いたもの、ハンバーガーなどを包んだ紙などがあげられます。
汚れた紙		A	・衛生上の問題があります。	・油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル、ペットの汚物処理した紙などがあげられます。
ろう(蠟)段(ワックス付段ボール)		A	・ろう(蠟)、ワックスが塗られた段ボールで、古紙処理工程で取り除けず、新しい段ボールに油染みができてしまいます。	・輸入青果物や水産加工品を入れる段ボール箱に使われています。
B 類：古紙に混入することは好ましくないもの				
新聞折込チラシ、雑誌、カタログに付随したサンプル類		B	・製紙原料とならない異物です。	・シャンプーや化粧品サンプルがあげられます。 ・サンプル類は取り外してください。
箔押しされた紙		B	・古紙処理工程で取り除けず、製品が金属反応を示してしまいます。	・金銀の折り紙などがあげられます。
建材に使用される紙		B	・製紙原料とならない異物が含まれています。	・壁紙、防水シート、石膏ボードなどがあげられます。
圧着はがき(親展はがき)		B	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・公共料金の請求書、ダイレクトメールに使われています。
シール 粘着テープ		B	・のりが完全に取り除けず、まとまった粘着物が機械や製品に付着します。	・一部の台紙はリサイクルができますが、シールは剥がしてください。
ラミネート紙、樹脂・アルミコーティング紙		B	・紙ではない成分が含まれ、取り除けなかった樹脂片が製品に付着し、印刷不良を引き起こします。	・アイスクリームのカップ、カップ麺のふた、お酒のパック、ガムの内側の包装紙などがあげられます。
カーボン紙 ノーカーボン紙		B	・特殊なインクを完全に取り除けず、斑点が製品に現れます。	・複写用紙、伝票類、宅配便の伝票などに使われています。
感熱紙		B	・特殊なインクを完全に取り除けず、発色して斑点が製品に現れます。	・レシート、ロール状の FAX 用紙などがあげられます。
印画紙		B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・写真、アルバム、インクジェット用写真用紙などがあげられます。
硫酸紙(パーチメント紙)		B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・クッキングシート、中華まん・ケーキ類の底紙、薬包紙などがあげられます。
抄色紙※(判定基準A、Bを除く)		B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色紙、色画用紙などがあげられます。 ※ 抄色紙の製造メーカーは、抄色紙のリサイクル適性の判定基準によりランク付を行っていますので製造メーカーのホームページを参照してください。
果物類のクッション材		B	・染料で着色されており、水に色が付いたり、製品に色が付きます。	・色の濃い果物類のクッション材などがあげられます。
防水加工された紙		B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺・ヨーグルト・アイスクリーム容器などがあげられます。
複合材		B	・古紙処理工程で離解できず、製紙原料となりません。	・内部にプラスチック貼りの通販用緩衝筒、絵本型おもちゃなどがあげられます。

生活系廃棄物処分フローチャート



分類が不明な場合には、すずかけ台安全管理グループに確認



シュレッダー屑に食べ終わった汚れたプラスチック容器やその他のごみを混入



燃やすごみに古紙（シュレッダー屑）混入



燃やすごみにプラ容器やリサイクル可能な古紙混入



燃えるごみにリサイクル可能な古紙（キムワイプの容器など）混入

本当に肝心なのは、

「最初の分別、
正しいゴミ箱への投函」

です。



Tokyo Tech

ご清聴ありがとうございました

